



鳥取市UJIターン者 住宅利活用推進事業



1. 事業概要

鳥取市地域振興課が「鳥取市移住定住空き家運營業務」の受託事業者と連携して運営する空き家バンクに登録された住宅をUJIターン希望者等や避難者が利活用する場合において、住宅改修や残置物処分にかかる費用の支援を行う。

2. 事業実施期間

■令和6年4月から令和7年3月10日までの期間

3. 補助対象者

補助対象者は、UJIターン希望者等、避難者、空き家提供者、サブリース実施団体等とする。

- ・**UJIターン希望者等**は、鳥取市定住促進・Uターン相談支援窓口相談登録している者であって、次のア又はイに該当する者をいう。ただし、本補助金の申請日前1年以内に本市から転出したことがある者を除く。
 - ア 現に鳥取県外の地域に住民票を置き、本市への移住希望がある者
 - イ 鳥取県外の地域から本市に住民票を移し、転入日から6月を経過していない者
- ・**避難者**は、激甚災害に指定された災害の日から3年以内に災害の対象地域から避難のために転出した者であって、本市に住民登録した者（特例規定等に基づき住民登録をせずに本市に避難した者を含む。）で、鳥取市地域振興課内に設置する避難者の受け入れに係る相談窓口に登録している者をいう。ただし、本補助金の申請日前1年以内に本市から転出したことがある者を除く。
- ・**空き家提供者**は、UJIターン希望者等や避難者に対し、所有する空き家バンク登録済みの空き家を賃貸する個人をいう。
- ・**サブリース実施団体等**は、「鳥取市移住定住空き家運營業務」の受託団体等のうち、個人が所有する空き家バンク登録済みの空き家を借上げ、UJIターン希望者等や避難者に対し、サブリースを行う者をいう

4. 補助対象及び補助額

■補助対象経費×補助率＝補助額（予算の範囲内・限度額を超える場合は限度額）

補助対象事業の内容	(1)空き家バンクに登録された住宅の改修や残置物処分を行う事業 ※実家は対象外とする	(2)空き家バンクに登録された住宅のサブリース実施のために住宅改修や残置物処分を行う事業 ※同一年度内に限り、改修と残置物処分を分割して申請できるものとする。
補助対象者	UJIターン希望者等、空き家提供者、避難者	サブリース実施団体等
補助対象経費	補助対象事業の実施に要する経費のうち居住の用に供する部分に係る改修費並びにごみ処理手数料、収集・運搬料金、特定家庭用機器リサイクル料金及び廃棄物処分業者等に委託して家財を処分する場合における委託費等（消費税及び地方消費税に相当する額は除く）	
補助率	50／100	
上限額	40万円 ※(2)の事業において改修と家財道具処分を分割して申請する場合は、合わせて40万円とする。	
交付申請の時期	UJIターン希望者等又は避難者と空き家提供者の間での空き家バンク登録物件の賃貸借契約締結後又は空き家バンク登録物件の購入に係る契約成立後から3年以内であって、次に掲げる期限まで。 (1) 入居者がUJIターン希望者等である場合にあっては、当該者の本市への転入日から6月を経過するまで (2) 入居者が避難者である場合にあっては、当該者の避難の原因となった災害の発生した日から10年を経過する日の属する年度の末日まで。	次に掲げる要件を満たす期間 (1) 残置物処分のみを行う場合は、空き家提供者とサブリース実施団体等の間での空き家バンク登録物件の賃貸借契約締結後、住宅改修を行う場合は、UJIターン希望者等又は避難者とサブリース実施団体等の間でのサブリース物件の賃貸借契約締結後であること。 (2) 入居者が決定している場合にあっては、次に掲げる入居者の区分に応じてそれぞれ当該各号に掲げる要件 ア UJIターン希望者等 本市への転入日から6月を経過するまで イ 避難者 避難の原因となった災害の発生した日から10年を経過する日の属する年度の末日まで

<留意事項>

移住希望者等、避難者の場合、交付日から5年間は鳥取市外に転出ししないこと。

空き家提供者、サブリース実施団体等の場合、交付日から5年間は対象物件をUJIターン者による利活用の用に供すること。

お問合せ

鳥取市定住促進・Uターン
相談支援窓口

鳥取市役所 市民生活部
地域振興課内



フリー
ダイヤル

0120-567-464



chiikishinko@city.tottori.lg.jp

〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地